

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月 1 日
【報告者の名称】	ビズネット株式会社
【報告者の所在地】	東京都千代田区三番町 6 番地14
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5860-1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 本間 正利
【縦覧に供する場所】	ビズネット株式会社 （東京都千代田区三番町 6 番地14） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

- （注1）本書中の「当社」とは、ビズネット株式会社をいいます。
- （注2）本書中の「公開買付者」とは、プラス株式会社をいいます。
- （注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 プラス株式会社  
所在地 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

### (1) 普通株式

### (2) 新株予約権

平成15年8月6日開催の当社第31回定時株主総会及び平成15年12月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式9,812,000株（当社が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：43.96%）を保有するとともに、公開買付者の完全子会社であるプラスロジスティクス株式会社（以下「プラスロジスティクス」といいます。）（保有株式数1,000,000株、保有割合：4.48%）及びプラス技研株式会社（以下「プラス技研」といい、プラスロジスティクス及びプラス技研を総称して、以下「公開買付者完全子会社ら」といいます。）（保有株式数300,000株、保有割合：1.34%）を通じた間接保有分と合わせて当社の普通株式11,112,000株（保有割合：49.79%）を保有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、平成24年4月27日開催の公開買付者取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）にその株式を上場している当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含みます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、公開買付者完全子会社ら、公開買付者の代表取締役会長である今泉嘉久氏（保有株式数1,275,000株、保有割合：5.71%）、公開買付者の代表取締役社長である今泉公二氏（保有株式数322,750株、保有割合：1.45%）、公開買付者の取締役である今泉三千夫氏（保有株式数200,000株、保有割合：0.90%）、今泉公二氏の親族である今泉壮平氏（保有株式数600,000株、保有割合：2.69%）、今泉嘉久氏の親族である今泉英久氏（保有株式数200,000株、保有割合：0.90%）及び今泉公二氏が代表取締役を務める有限会社ソマック（保有株式数430,000株、保有割合：1.93%）との間で、平成24年4月26日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、公開買付者完全子会社らより、それぞれが保有する当社の普通株式の全て（合計1,300,000株、保有割合：5.82%）について、並びに今泉嘉久氏、今泉公二氏、今泉三千夫氏、今泉壮平氏、今泉英久氏及び有限会社ソマック（以下、今泉嘉久氏、今泉公二氏、今泉三千夫氏、今泉壮平氏、今泉英久氏及び有限会社ソマックを総称して「当社大株主ら」といいます。）より、それぞれが保有する当社の普通株式の全て（合計3,027,750株、保有割合：13.57%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりませんが、応募株券等の合計が8,542,704株（保有割合：38.28%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、(a)(i)当社が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の当社が保有する自己株式数（58,344株）、並びに(イ)本書提出日現在における公開買付者（間接保有分を含みます。）が保有する当社の普通株式数（11,112,000株）及び当社大株主らが保有する当社の普通株式数（3,027,750株）を控除した株式数

(8,119,906株)に、( ) (ア)当社が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数(3,130個)に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更(平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しております。)を反映した本新株予約権の数(3,100個)の目的となる当社の普通株式の数の最大数(310,000株)を加えた株式数(8,429,906株)の過半数に相当する株式数(4,214,954株、これは、公開買付者(間接保有分を含みます。)及び当社大株主ら以外の者が保有する当社の普通株式数(本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。)の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社の普通株式数にあたるということです。)に、(b)公開買付者完全子会社ら及び当社大株主らが保有する当社の普通株式数(4,327,750株)を加えた株式数となるということです。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとすることです。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全部(当社が保有する自己株式は除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者は、当社に対して後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手の実行を要請し、公開買付者が、当社が保有する自己株式以外の当社の発行済株式の全部を取得すること(以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。)を予定しているということです。

#### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者の流通形態刷新の一つとして、平成9年9月に公開買付者の大手・中規模事業所向け文具・オフィス関連用品の調達代行を目的とする新規流通事業部門であるQDS事業部として発足いたしました。その後、当該部門はビズネット事業本部となり、平成12年5月21日にソリューション事業としての位置付けを明確にするために公開買付者からビズネット株式会社として、当社が分社されました。

当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成され、大手・中堅企業に対して、文具・オフィス生活用品等間接材の調達システムと社内物流業務のプラットフォームを提供し、企業の間接部門におけるビジネスプロセスの効率化をお手伝いする企業を目指しております。また、ITとロジスティクスとの複合的サービスにより、環境対応に優れた効率性の高い流通ソリューションの提供に努めております。

この事業は当社グループが運営するビズネットシステムを利用するディーラーが顧客開拓、導入提案、稼働促進、請求回収、与信管理等の営業活動を行うことにより、当社とディーラーそれぞれが最も力を発揮できる業務を分担し、流通の過程で重複する行為を排除する、社会最適な仕組みを目指したものであります。

一方、公開買付者は、昭和23年に社名を千代田文具株式会社として設立し、昭和34年5月には「プラス株式会社」に社名を変更し現在に至っております。

「プラス」という社名は、2つの商店が一緒になった＝「+」されたということに由来するとともに、世の中にプラスになる会社にしていきたいという思いが込められており、現在では、公開買付者グループは、公開買付者、連結子会社10社、非連結子会社3社、持分法適用関連会社8社及び持分法非適用関連会社1社で構成され、オフィス家具、文具・事務用品、電子光学機器、教育機器等の製造販売を主な事業としております。

公開買付者はこれまで、文具・事務用品卸ブランド・メーカー 自社工場を持つ本格的メーカーへと着実に転進し、その後はメーカーとして商品開発に意欲的に取組む一方、流通形態の刷新にも取組み、業界の商習慣や文具・オフィス家具といった取扱商品の範囲にこだわらない独自の流通サービスを発明するなど、市場創造に鋭意取り組んでまいりました。

しかしながら、わが国経済は、国内経済の成熟化や人口減少、欧州の財政問題等による世界経済の減速懸念、円高進行、株価の長期低迷等のマクロ的要因を背景に低迷を続け、東日本大震災の復興需要による一時的な景気持ち直しが期待されるものの、景気の先行きの不透明感をぬぐえない状況が続いております。当社を取り巻く事業環境につきましても、大手・中堅企業における購買抑制や価格競争の激化は継続しており、間接材購買需要は依然として厳しい状況となっております。

このような中、当社グループは、ソリューション・サービスの一環として行っているオフィス用品等のディーラーに対する商品売上を主要な売上とする企業体質から、より安定的な収益構造の企業体質に転換するために、サービス事業における経営の再構築の転換点と位置づけ、ソリューション活動によって生み出される高品質・高付加価値なサービスをお客様へ提供するソリューション・ベンダーとして事業の育成強化を図っており、当社グループの得意とする業界への特化型営業により業務プロセスの改善ソリューション及び販売業務の効率化ソリューションの利用企業数の拡大を図ってまいりました。

具体的には、外部カタログ連携機能による取扱品目の拡大に加え、物流と購買機能の複合的な組合せによる3PPL(注1)ソリューション・サービスを、大企業向けには各企業個別の要望に対応して、より高品質な業務プロセスでの効率化・改善を実現する個別対応型、中堅企業向けには汎用性の高いサービスを組み合わせ、安心・安全・安価な運用を提供するSaaS(注2)での「共同利用型システム」の構築による共同利用型のサービス提供として位置づけ、

サービス開発を行うとともに、企業における多様かつ高度な要望に対的確に対応するための基盤整備に取り組むことにより、3 P P Lソリューション・サービスを拡充し、物販とサービスを両輪としたハイブリッド経営を目指し事業の拡大を図ってまいりました。

また、ソリューション活動拡大のため、営業における資格制度や教育体制を充実することにより、一層高度なお客様のご要望に対する対応力強化を図るとともに、官公庁や独立行政法人等に対する新たなチャネル開発や企業における潜在ニーズの掘り起こしのため、定期的なソリューションセミナーの開催やロジスティクス・ソリューション・フェアへ出展するなど継続的なマーケティング活動を強化してまいりました。

もっとも、商品売上については競合企業との価格競争の激化や大手顧客の購買抑制が続いており、なお予断を許さない状況であるうえ、3 P P L事業によるサービス売上については、大企業向けサービス事業としての性格上、営業力強化の成果が出るまでのリードタイムが長く、かつ、平成24年5月期の期首に発生した特定大口顧客のスキーム変更の影響等もあり、直近の第40期第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が110億96百万円（前年同四半期比6.1%減）、営業損失が79百万円（前年同四半期は2億5百万円の営業利益）、経常損失が64百万円（前年同四半期は2億33百万円の経常利益）、四半期純損失が68百万円（前年同四半期は2億45百万円の四半期純利益）となるなど、厳しい状況が続いております。そのため、当社グループにおいては、競合企業との価格競争を乗り切るための各種コスト削減等の諸施策や、顧客拡大のための営業力強化を迅速に行い、ハイブリッド経営による事業の拡大を早期に図ることが必須の状況となっております。

このような状況の中、公開買付者は、平成23年12月頃より、当社の中長期的な企業価値向上のための経営方針、当社を完全子会社化することによって得られるシナジー効果等、当社株式の取得について分析、検討を進め、また、平成24年1月下旬には、当社に対して当社を公開買付者の完全子会社化することを提案の上、公開買付者グループ及び当社グループの企業価値向上に資するための施策につき、両社にて協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の完全子会社となり、公開買付者グループと当社グループが強力な協力体制を構築することによりはじめて、以下のような当社グループの企業価値向上のための諸施策を実施することが可能との共通認識に至り、最終的には、平成24年4月27日、本公開買付けにより公開買付者が当社を完全子会社化することが当社グループ及び公開買付者グループにとって中長期的な観点からシナジーを最適化することができる最良の方策であるという結論に至りました。

まず、当社グループにおける3 P P L事業によるサービス売上の拡大を図るための営業力強化については、公開買付者グループからの営業人員の受け入れを含め、当社グループにおける営業人員を大幅に増加させるとともに、営業人員の教育・研修を充実させ、営業能力を向上させることが重要となりますが、当社グループとしては、公開買付者グループによる信用力の補完を受けることができれば、財務体質の悪化や信用力の低下等のリスクを回避しつつ、上記のような営業力拡大に係る施策を実施することが可能となります。また、公開買付者が当社を完全子会社とし、公開買付者グループ及び当社が相互に協力し、顧客基盤を共有した上で再構築し、それぞれの強みを生かした営業を効率的に展開することで、これまで以上に顧客の需要に対応することが可能となります。

次に、当社グループにおける競合企業との価格競争を乗り切るための各種コスト削減等の諸施策については、公開買付者が当社を完全子会社とし、公開買付者グループと当社グループとが情報を共有し、かつ当社グループが公開買付者グループの経営資源を活用することで、( i )仕入を共同化することによる商品原価の低減、( )倉庫の共同利用を行うことによる倉庫家賃の削減、( )配送オペレーションの共同化による物流費の削減、( )システム開発の共同化によるシステム投資額の削減、( v )カタログ制作の共同化によるカタログコストの削減等の諸施策を積極的かつ効率的に実施することが可能となります。

上記のほか、公開買付者が当社を完全子会社とすることにより、公開買付者グループ人材の公開買付者グループ内での適切な配置その他の手段を通じて、公開買付者グループの営業・非営業分野での様々なノウハウや情報を当社に対して供与することが可能になるほか、公開買付者グループと当社グループが一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となります。

このように、当社及び公開買付者は、公開買付者が当社を完全子会社化することで、公開買付者グループ全体の経済的一体性や機動性を高め、相互の経営資源の利用や情報共有を可能とすることにより、当社グループを含む公開買付者グループ全体としてシナジーを最適化することができるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な当社の経営方針につきましては、当社の完全子会社化を実施後に当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。また、公開買付者は、本公開買付け後においても当社の常勤役員体制を基本的に維持する意向であり、一方で、グループ経営を促進させグループ企業価値を高めるため、公開買付者から数名の役員を派遣する予定とのことです。さらに、当社の従業員につきましては、経営・事業運営にとって重要な経営資源と考えており、今後も当社の更なる発展に向けて能力を発揮してもらいたいと考えているため、本公開買付け後もその雇用及び処遇を原則維持継続する予定とのことです。

（注1）3 P P L（サードパーティ・パーチェシング&ロジスティクス）：

お客様（荷主）企業における購買から物流に関する業務を効率化するための総合的なアウトソースを請

## 負う事業形態

(注2) SaaS(ソフトウェア アズ ア サービス) :

インターネットを通じて、顧客が必要な機能を選択してビジネスアプリケーションを利用出来るようにしたサービス形態

当社は、以上の認識・検討及び下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引の一環として行われる本公開買付けは当社の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、当社は、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付け価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断いたしました。

以上から、当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、取締役6名(うち社外取締役2名)の全員一致で決議いたしました。

### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において当社の普通株式9,812,000株(保有割合:43.96%)を保有するとともに、公開買付者完全子会社らを通じた間接保有分と合わせて当社の普通株式11,112,000株(保有割合:49.79%)を保有し、当社を連結子会社としていることから、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、本公開買付け価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない高野総合コンサルティング株式会社(以下「高野総合」といいます。)に対して当社の株式価値の算定を依頼いたしました。

高野総合は、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)及び類似上場会社比較法を用いて、当社の普通株式の株式価値分析を実施し、当社は高野総合から平成24年4月26日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、当社の普通株式の価値に関する株式価値算定書(以下「本算定書」といいます。)を取得しました。なお、当社は、高野総合から本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

上記各方式において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	77円から81円
DCF法	87円から129円
類似上場会社比較法	98円から121円

市場株価法では、平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける当社の普通株式の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における出来高加重平均株価を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を77円から81円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画等、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年5月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を87円から129円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を98円から121円までと分析しております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

#### (a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月26日付で株式価値算定書を取得して、その参考としたとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

みずほ証券は、当社の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行ったとのことです。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

(i) 市場株価基準法

平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける当社の普通株式の基準日終値(80円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(77円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(75円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(70円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を70円から80円と分析しているとのことです。

( ) DCF法

当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年5月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を91円から115円と分析しているとのことです。

公開買付者は、上記の株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月27日の公開買付け取締役会決議によって、本公開買付け価格を1株当たり102円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格102円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年4月26日の当社の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成24年3月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(77円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。)に32.47%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年1月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(75円)に36.00%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年10月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(70円)に45.71%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。また、本公開買付け価格102円は、本書提出日の前営業日である平成24年4月27日の当社の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、当社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとされておりますが、当社取締役会は、本新株予約権の新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議しております。

本新株予約権は本書提出日現在において、当該新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である102円と本新株予約権の当社の普通株式1株当たりの行使価額50円との差額である52円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である5,200円と決定したとのことです。

当社における独立した特別委員会の設置

当社取締役会は、本取引が当社の親会社である公開買付けとの取引となることから、その公正性を担保するため、平成24年3月16日付で、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社及び公開買付けから独立した現当社社外取締役であり、かつ独立役員である大岡哲氏及び大慈彌省三氏並びに外部の有識者である原伸宏氏(公認会計士・税理士、アゼリア・パートナーズ株式会社代表取締役)の3氏によって構成される特別委員会(なお、上記のとおり、大岡哲氏及び大慈彌省三氏が当社の社外取締役である関係を除き、この3氏と公開買付けグループ及び当社との間には、現在及び過去において取引関係は一切ありません。また、当社は当初からこの3氏を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。)を設置し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引は当社の企業価値向上に資するか、本取引の条件(本公開買付け価格を含む)の公正性が確保されているか、本取引において公正な手続を通じて当社株主の利益への十分な配慮がなされているか、本公開買付けについて当社取締役会が賛同意見を表明することは、公開買付け以外の当社株主(以下「少数株主」といいます。)にとって不利益でないか、本公開買付けの成立後に、公開買付けが当社の完全親会社となることを目的として、当社が全部取得条項付種類株式を用いる方法により当社の発行済株式の全部を取得して完全子会社化を行うことは少数株主にとって不利益でないかを検討し、当社取締役会に答申を行うことを特別委員会に対し諮問することを決議いたしました。そして、特別委員会は、平成24年3月21日

より平成24年4月27日まで合計6回開催され、当社取締役会からの諮問事項である上記各点に関し、独自に当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして村田・若槻法律事務所を選定し、その助言を受けつつ、慎重に検討を行いました。特別委員会は、当社に対し質疑応答等を行うとともに、当社より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し、慎重に審議を重ねた上で、本公開買付価格の妥当性、本公開買付価格検討の合理性、二段階買収に係る手続の適正性といった基準に照らして特別委員会が認定した事実を検討した結果、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであること、本取引の条件は公正性が確保されており、本公開買付価格も妥当であること、本取引において、公正な手続を通じて当社株主の利益に十分な配慮がなされていること、本公開買付けについて当社取締役会が賛同意見を表明することは、少数株主にとって不利益でないこと、及び本公開買付けの成立後に予定されている、公開買付者による当社の完全子会社化は少数株主にとって不利益でないことが認められる旨、委員の全員一致で決議し、当社取締役会に対して、その旨の答申を行いました。

#### 当社における法律事務所からの助言

当社は、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。なお、当社は当初から森・濱田松本法律事務所を法務アドバイザーとして選任しており、法務アドバイザーを変更した事実はありません。

#### 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、高野総合から取得した本算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、特別委員会の答申等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討いたしました。その結果、本取引の一環として行われる本公開買付けは当社の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年4月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、当社は、同取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付け価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨を決議いたしました。

同取締役会には、当社取締役6名（うち社外取締役2名）全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。また、同取締役会には、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれの監査役も、当社取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

#### 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会を確保するとともに、当社の普通株式及び本新株予約権について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買取提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

#### マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（8,542,704株）以上の応募があることをその成立の条件としております。これは、(a)(i)当社が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の当社が保有する自己株式数（58,344株）、並びに(イ)本書提出日現在における公開買付者（間接保有分を含みます。）が保有する当社の普通株式数（11,112,000株）及び当社大株主らが保有する当社の普通株式数（3,027,750株）を控除した株式数（8,119,906株）に、( ) (ア)当社が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数（3,130個）に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更（平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しております。）を反映した新株予約権の数（3,100個）の目的となる当社の普通株式の数の最大数（310,000株）を加えた株式数（8,429,906株）の過半数に相当する株式数（4,214,954株、これは、公開買付者（間接保有分を含みます。）及び当社大株主ら以外の者が保有する当社の普通株式数（本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。）の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する当社の普通株式数にあたるとのことです。）に、(b)公開買付者完全子会社ら及び当社大株主らが保有する当社の普通株式数（4,327,750株）を加えた株式数となるとのことです。公開買付者は、当社の少数株主の皆様を重視して、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社が保有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得する予定とのことです。



公開買付者は、本公開買付けにより、当社が保有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、以下の一連の手続を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの完了後、公開買付者は、当社が会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます、以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます、以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された当社の普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記の議案について承認されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定とのことです。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全支配会社とするための施策を完了することを予定しているとのことです。その他、当社の普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の当社株式の上場申請は行われたい予定とのことです。

公開買付者は、原則として平成24年8月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しているとのことです。本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表いたします。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者による当社の株式の保有状況又は公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなることを予定しているとのことであり、その場合に公開買付者以外の当社の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付価格に当該株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ当該本新株予約権が行使されずに残存した場合、当社は、本新株予約権の権利者に対して、公開買付者による当社の完全子会社化までに本新株予約権を行使又は放棄するよう勧奨し、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社の普通株式は、現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済株式の全てを保有することを企図しており、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(6) 上場廃止となることを見込まれる本公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」のとおり、本取引により当社普通株式は上場廃止となりますが、当社としては、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの諸条件について、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない高野総合から取得した本算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、特別委員会の答申等を踏まえて、また、当社が公開買付者の完全子会社となることにより当社に生じうるシナジー効果等を考慮しつつ、慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社は、本公開買付けは、当社の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、当社は、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断いたしました。

以上から、当社は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、本公開買付けが成立し、かつ公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することができなかった場合には、公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、公開買付者完全子会社ら及び当社大株主らとの間で、平成24年4月26日付で本応募契約を締結し、公開買付者完全子会社らより、それぞれが保有する当社の普通株式の全て（合計1,300,000株、保有割合：5.82%）について、並びに当社大株主らより、それぞれが保有する当社の普通株式の全て（合計3,027,750株、保有割合：13.57%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

(8) その他

当社は、平成24年4月27日開催の当社取締役会において、企業体質の健全化を目指すことが重要と判断し、平成24年5月期の配当予想を修正し、平成24年5月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細につきましては、当社公表の平成24年4月27日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
小川 修二	代表取締役	社長	59,000	59
長谷川 孝良	取締役	-	24,000	24
本間 正利	取締役	-	26,290	26
阿部 道之進	取締役	-	101,490	101
大岡 哲	取締役	-	0	0
大慈彌 省三	取締役	-	23,000	23
杉目 哲四郎	常勤監査役	-	1,620	1
若尾 公人	監査役	-	17,000	17
野口 准史	監査役	-	0	0
計			252,400	251

（注1） 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2） 取締役大岡哲及び大慈彌省三は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

（注3） 監査役若尾公人及び野口准史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 本新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数（個）	株式に換算した数（株）	株式に換算した議決権の数（個）
長谷川 孝良	取締役	-	450	45,000	45
本間 正利	取締役	-	150	15,000	15
阿部 道之進	取締役	-	100	10,000	10
計			700	70,000	70

（注） 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。